

議案第 4 4 号

海老名市市税条例の一部改正について

海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

寄附金税額控除の対象となる寄附金について定めたいため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第33条の8に次の1項を加える。

- 3 法第314条の7第1項第4号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成27年条例第 号）に定める特定非営利活動法人（特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）の行う同法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同条例で定める期間内に支出されたものに限る。）とする。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。